⑵　「⑵特定増改築等住宅借入金等特別税額控除の対象工事（償還期間が５年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）又は特定多世帯同居改修工事等（同居改修工事）を含む増改築等をした場合）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

①　「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：２％控除分）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法（以下「法」という。）第41条の３の２第１項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：２％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第１項又は第５項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第７項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の㈣項に掲げる「５－１断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

③　「断熱改修工事等（省エネ改修工事：１％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第５項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第18項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の㈣項に掲げる「５－１断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「特定多世帯同居改修工事等（同居改修工事：２％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第１項、第５項又は第８項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

⑤　「上記と併せて行う第１号工事～第４号工事（１％控除分）」の欄には、備考３⑴①から④により記載するものとし、施行令第26条第25項第１号から４号までに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑶　「⑶住宅特定改修特別税額控除の対象工事（高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）又は多世帯同居改修工事等（同居改修工事）をした場合）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

①　「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第１項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第10項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第３項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の５第11項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第13項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の３第８項第１号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める告示（平成25年経済産業省・国土交通省告示第５号）」に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の５第15項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって「租税特別措置法施行令第26条の28の５第15項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の３第８項第１号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」（平成21年経済産業省告示第68号）に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。

③　「多世帯同居改修工事等（同居改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第５項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の５第17項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

４　「２．実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第25項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第10項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第11項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第13項及び第15項に規定する設備の取付け若しくは取替え又は同条第17項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。